

【新規】

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中における、外国人児童生徒等への指導支援に資する内容や留意事項等についてまとめましたのでお知らせします。

事務連絡
令和2年5月13日

各都道府県教育委員会外国人児童生徒等教育主管課
各指定都市教育委員会外国人児童生徒等教育主管課 御中
各都道府県私立学校主管課
各国立大学法人附属学校主管課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

臨時休業期間における外国人児童生徒等に対する 学習指導・支援の留意事項等について

5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。今般の対処方針の改定により、全都道府県を対象としていた緊急事態措置が5月31日まで延長されました。

これにより、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長される学校が相当数生じるものと思われますので、外国人児童生徒等に対する学習指導・支援に活用できる情報や指導の際の留意事項等について下記のとおり取りまとめ、お知らせします。

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校所管課におかれては所管の学校に対し、各国立大学法人附属学校所管課におかれてはその管下の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1. 外国人児童生徒等に対する学習指導について

令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」等において示しているとおり、臨時休業期間中においても、感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、児童生徒の学習を保障することが重要です。外国人児童生徒等に対しても同様に、当該児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童

生徒及び保護者との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置を取っていただくようお願いいたします。

(1) 家庭学習の充実について

外国人児童生徒等に対して課す家庭学習においては、当該児童生徒の日本語能力に応じた日本語指導に関する教材や各教科等の教材等を用いることが重要です。このような教材の作成に際しては、文部科学省ホームページ「子供の学び応援コンテンツリンク集」（外国につながる子ども向けの教材）や文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」を適宜活用してください。

(参考)

○子供の学び応援コンテンツリンク集「外国につながる子ども向けの教材が知りたい！」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html#gaikoku

○「かすたねっと」教材検索ツール

<https://casta-net.mext.go.jp/kyouzai/>

(2) ICTの活用について

外国人児童生徒等の家庭学習について、特に日本語指導に関する内容にICTを活用することが効果的であると考えられることから、地域・学校のICT環境整備に応じて積極的な活用をお願いします。また、外国人児童生徒等の家庭環境に応じた各家庭のICT端末も活用し、家庭学習の充実を図ることも検討をお願いします。

更に、地域によっては、国際交流協会やNPO等においてオンラインでの学習支援等を実施している例もあることから、家庭学習における日本語指導の充実に向けて、こうした機関との積極的な連携も検討してください。

(3) 保護者に対する情報提供について

新型コロナウイルス感染症対策や臨時休業等に関し、外国人児童生徒等の保護者に対して連絡を行う際には、必要に応じて多言語での情報提供に配慮することが重要です。多言語の連絡文書等を作成する際は、多言語翻訳システム等のICTの活用や、教育委員会等に配置されている母語支援員、地域の国際交流協会や首長部局（多文化共生担当部局）と連携して行うことが考えられます。

また、情報検索サイト「かすたねっと」の文書検索ツールや多言語の学校関係用語検索ツールも適宜活用してください。

(参考)

○「かすたねっと」文書検索ツール

<https://casta-net.mext.go.jp/bunsho/>

○「かすたねっと」多言語の学校関係用語検索ツール

<https://casta-net.mext.go.jp/jisho/>

2. 外国人児童生徒等の指導支援に関する留意事項について

(1) 相談支援の充実について

来日して間もない外国人児童生徒や日本語が十分に身に付いていない児童生徒等、臨時休業中の様々な不安を抱える児童生徒が多いことが考えられます。電話や電子メール、ICT 端末を活用したビデオ通話などを用いて、外国人児童生徒等の状況をきめ細かく把握するようお願いします。その際には、外国人児童生徒等の日本語能力を踏まえて、母語支援員等と連携した相談支援が行えるよう、配慮をお願いします。

また、国際交流協会や NPO 等と連携した相談支援を行うことも考えられますので、地域の実情に応じた取組をお願いします。

(2) 保護者の就労状況の変化等への対応について

新型コロナウイルス感染症対策により、外国人児童生徒等の保護者の就労先が休業し、保護者及び児童生徒の在留資格に影響が生じることも考えられます。教育委員会等に対して保護者から相談があった場合には、首長部局（多文化共生担当部局）や地域の NPO 等の支援を受けつつ、多言語での情報提供や相談窓口等の紹介、最寄りの出入国管理局に問い合わせるよう促すなど、適切な対応をお願いします。

また、家計の急変に伴う就学援助等の相談についても、母語支援員等を活用しつつ、首長部局（福祉部局）や NPO 等とも連携し、速やかに対応いただくようお願いします。

(3) 外国人児童生徒等の人権への配慮について

外国人児童生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、外国人児童生徒等の人権に十分配慮していただくようお願いします。

3. 外国人の子供の就学機会の確保について

外国人の子供の受入体制の整備及び就学後の教育の充実については、平成 31 年 3 月 15 日付け 30 文科教第 582 号総合教育政策局長・初等中等教育局長通知「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）」等に基づき、各教育委員会・学校においてご尽力いただいているところです。

新型コロナウイルス感染症対策の取組を進められる中においても、外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、就学促進及び就学状況の把握、学校への円滑な受入れについて、一層のご配慮をお願いします。

4. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について

令和 2 年度補正予算（第 1 号）により創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による、新型コロナウイルス感染症対応としての母語支援員の確保や NPO 等への委託による相談支援事業の実施についてもご検討ください。

【参考】

○新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20200410-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

（概要）

https://www.mext.go.jp/content/20200411-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000004520_6.pdf

○外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154.htm

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府地方創生推進事務局 HP）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について（令和2年5月1日付け事務連絡 内閣府地方創生推進室）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20200501_jimurenaku.pdf

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

日本語指導係

03-5253-4111（内線2035）